

資産及び負債並びに収益及び費用をいう。」^(二)とに、それぞれ別の者とみなして、この条（第三項及び第七項を除く。）から第六十八条の九十
三の五までの規定を適用する。

10
省
器

第六十八条の九十三の三 特殊関係株主等である連結法人が、前条第一項又は第四項の規定の適用を受ける場合には、当該連結法人に係る特定外国法人の所得に對して課される外國法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外國法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち、当該特定外國法人の個別課稅対象金額に對応するもの（当該個別課稅対象金額に相當する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額又は当該特定外國法人の個別部分課稅対象金額に對応するものの（当該個別部分課稅対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人が納付する個別控除対象外國法人税の額（同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外國法人税の額をいう。第三項において同じ。）とみなして、同法第八十一条の十五（第十四項を除く。）及び地方法人税法第十二条の規定を適用する。この場合において、法人税法第八十一条の十五第八項中「外國法人税の額につき」とあるのは、「外國法人税の額（租稅特別措置法第六十八条の九十三の三第一項（特定外國法人の個別課稅対象金額等に係る外國稅額の控除）又は第六十六条の九の三第一項（特定外國法人の課稅対象金額等に係る外國稅額の控除）に規定する特定外國法人の所得に對して課される外國法人税の額のうちこれらの規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。以下この項において同じ。）につき」とする。

2 · 3 省略

（中小企業者等以外の連結親法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用）
第六十八条の九十八 法人税法第八十一条の三十一第一項の規定は、連結親法人（次に掲げるものを除く。）の平成十四年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に終了する各連結事業年度において生じた連結欠損金額については、適用しない。ただし、同条第三項の規定に該当する場合の同項に規定する連結事業年度において生じた連結欠損金額に

第六十八条の九十三の三 特殊関係株主等である連結法人が、前条第一項又は第四項の規定の適用を受ける場合には、当該連結法人に係る特定外国法人の所得に對して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち、当該特定外国法人の個別課税対象金額に対応するもの（当該個別課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額又は当該特定外国法人の個別部分課税対象金額に對応するもの（当該個別部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人が納付する個別控除対象外国法人税の額（同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。第三項において同じ。）とみなして、同法第八十一条の十五（第十二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、同条第八項中「外国法人税の額につき」とあるのは、「外国法人税の額（租税特別措置法第六十八条の九十三の三第一項（特定外国法人の個別課税対象金額等に係る外国税額の控除）又は第六十六条の九の三第一項（特定外国法人の課税対象金額等に係る外国税額の控除）に規定する特定外国法人の所得に對して課される外国法人税の額のうちこれらとの規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。以下この項において同じ。）につき」とする。

2 · 3 同上

(中小企業者等以外の連結親法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用
第六十八条の九十八 法人税法第八十一条の三十一第一項の規定は、連結
親法人(次に掲げるものを除く。)の平成十四年四月一日から平成二十一
六年三月三十一日までの間に終了する各連結事業年度において生じた連
結欠損金額については、適用しない。ただし、同条第三項の規定に該当
する場合の同項に規定する連結事業年度において生じた連結欠損金額に

ついては、この限りでない。

一・二 省略

(農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例)

第六十八条の百一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である農地法第二条第三項に規定する農業生産法人が、平成十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間内の日を含む各連結事業年度において、当該期間内に次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛（家畜改良増殖法第三十二条の二第二項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛（第六十七条の三第一項に規定する肉用牛をいう。以下この項において同じ。）又はその売却価額が百万円未満（その売却した肉用牛が、財務省令で定める交雑牛に該当する場合には八十万円未満とし、財務省令で定める乳牛に該当する場合には五十万円未満とする。）である肉用牛に該当するものをいう。以下この条において同じ。）があるときは、当該農業生産法人の当該免税対象飼育牛の当該売却による利益の額（当該売却をした日を含む連結事業年度において免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合には、千五百頭を超える部分の売却による利益の額を除く。）に相当する金額は、当該売却をした日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 省略

(中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)

第六十八条の百二の二 中小連結親法人（第六十八条の九第六項に規定する中小連結親法人をいう。以下この項において「中小連結親法人」という。）又は当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十八年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十

ついては、この限りでない。

一・二 同上

(農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例)

第六十八条の百二の二 中小連結親法人（第六十八条の九第六項に規定する中小連結親法人をいう。以下この項において「中小連結親法人」という。）又は当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十八年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十

一・二 同上

(中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)

第六十八条の百二の二 中小連結親法人（第六十八条の九第六項に規定する中小連結親法人をいう。以下この項において「中小連結親法人」という。）又は当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十八年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十

万円未満であるもの（その取得価額が十万円未満であるもの及び第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。）を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した日を含む連結事業年度において損金経理をしたときは、当該中小連結親法人及びその各連結子法人が損金経理をした金額の合計額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が三百万円（当該中小連結親法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない場合には、三百万元を十二で除し、これに当該連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。）を超えるときは、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の少額減価償却資産の取得価額の合計額のうち三百万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

255 省略

万円未満であるもの（その取得価額が十万円未満であるもの及び第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。）を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した日を含む連結事業年度において損金経理をしたときは、当該中小連結親法人及びその各連結子法人が損金経理をした金額の合計額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が三百万円（当該中小連結親法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない場合には、三百万元を十二で除し、これに当該連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。）を超えるときは、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の少額減価償却資産の取得価額の合計額のうち三百万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

255 同上

（特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例）

第六十八条の百二の四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第三十条第一項の規定による国土交通大臣の承認を受けて同法第二十九条第一項に規定する特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を設定した場合には、その公共施設等運営権の設定は、その設定の日以後に終了する当該連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十三条第一項に規定する資産の販売等とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第六項第二号中「提供の期日」とあるのは、「提供の期日（租税特別措置法第六十八条の百二の四第一項（特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例）に規定する公共施設等運営権の設定の場合には、その設定の日）」とする。
前項の公共施設等運営権の設定に係る法人税に関する法令の規定の適

(損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入等の特用に關し必要な事項は、政令で定める。)

第六十八条の百四 (損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入等の特例)

連結親法人又は當該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で保険業法第三条第一項に規定する免許を受けて損害保険業を行うものの各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成十六年四月一日から平成三十一年三月三十日までの間に開始するものに限る。）において特別利子（第六十七条の七第一項に規定する特別利子をいう。）がある場合における法人税法第八十一条の四第四項の規定の適用については、同項中「支払うもの」とあるのは、「支払うもの及び租税特別措置法第六十七条の七第一項（損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例）に規定する特別利子」とする。

2 省略

(連結法人の連結国外所得金額の計算の特例)

第六十八条の百七の二 (損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入等の特例)

連結法人の平成二十八年四月一日以後に開始する各連結事業年度において、当該連結法人の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等（第十項において「国外事業所等」という。）との間の同号に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、当該連結法人の当該連結事業年度の同法第八十二条の十五第一項に規定する連結国外所得金額の計算上、当該内部取引に係る収益の額が過大となるとき、又は損失等の額（当該内部取引に係る同法第二十二条第三項各号に掲げる額に相当するものをいう。）が過少となるときは、当該連結法人の当該連結事業年度の同法第八十一条の十五第一項に規定する連結国外所得金額の計算については、当該内部取引は、独立企業間価格によるものとする。

2 前項に規定する独立企業間価格とは、内部取引の対価の額とされるべき額について第六十六条の四の三第二項に規定する方法に準じて算定した金額をいう。

3 国税庁の当該職員、連結親法人の納稅地の所轄稅務署若しくは所轄国

第六十八条の百四 (損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入等の特例)

連結親法人又は當該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で保険業法第三条第一項に規定する免許を受けて損害保険業を行うものの各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成十六年四月一日から平成二十六年三月三十日までの間に開始するものに限る。）において特別利子（第六十七条の七第一項に規定する特別利子をいう。）がある場合における法人税法第八十一条の四第四項の規定の適用については、同項中「支払うもの」とあるのは、「支払うもの及び租税特別措置法第六十七条の七第一項（損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例）に規定する特別利子」とする。

2 同上

税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、当該連結法人が第十項において準用する第六十八条の八十八第六項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において、当該連結法人の各連結事業年度における内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該連結法人の当該内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人間知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

4 国税庁の当該職員、連結親法人の納稅地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、連結法人の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

5 前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第三項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三項の規定による当該職員の質問に対し答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第三項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

10 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六十八条の八十八第六項及び第十七項から第二十二項まで並びに第六十八条の八十八の二の規定は、国外事業所等を有する連結法人の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

		第六十八条の八十八第六項		第一項		第六十八条の百七の二第一項	
		第六十八条の八十八第十七項	第六十八条の八十八第六項	連続所得の金額又は連結 欠損金額	法人税の額から控除する 金額	第六十八条の百七の二第一 項の	第六十八条の百七の二第一 項の
及び同法第六十八条の百七の二第十項において準用する同法第六十八条の八十八第十八項（租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項（租税特別措置法第六十八条の百七の二第十項（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第六十八条の八十八第十八項（	及び同法第六十八条の百七の二第十項において準用する同法第六十八条の八十八第十八項（租税特別措置法第六十八条の百七の二第十項（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第六十八条の八十八第十八項（						
及び同法第六十八条の百七の二第十項において準用する同法第六十八条の八十八第十八項（	及び同法第六十八条の百七の二第十項において準用する同法第六十八条の八十八第十八項（						

二項 八十八第二十 第六十八条の 二項	一項 八十八第二十 第六十八条の 二項	第六十八条の 二項 八十八第二十 第六十八条の 二項	第六十八条の 二項 八十八第二十 第六十八条の 二項	第六十八条の 二項 八十八第二十 第六十八条の 二項	第六十八条の 二項 八十八第二十 第六十八条の 二項	第六十八条の 二項 八十八第二十 第六十八条の 二項	第六十八条の 二項 八十八第二十 第六十八条の 二項	第六十八条の 二項 八十八第二十 第六十八条の 二項	第六十八条の 二項 八十八第二十 第六十八条の 二項
者 連結法人に係る国外関連	租税特別措置法	当該連結法人に係る国外 関連者との取引を第一項 に規定する独立企業間価 格と異なる対価の額で行 つた	租税特別措置法	第六十八条の百七の二第 一項に規定する内部取引 の対価の額とした額を同 項に規定する独立企業間 価格と異なる額とした	租税特別措置法第六十 八条の百七の二第十項に おいて準用する同法	第六十八条の百七の二第 一項に規定する内部取引 の対価の額とした額を同 項に規定する独立企業間 価格と異なる額とした	並びに租税特別措置法 （租税特別措置法第六十 八条の百七の二第十項に おいて準用する同法）	並びに租税特別措置法 （租税特別措置法第六十 八条の百七の二第十項に おいて準用する同法）	又は租税特別措置法 （租税特別措置法第六 十八条の百七の二第十項 において準用する同法）
る国外事業所等 百七の二第一項に規定す 連結法人の第六十八条の 二項	租税特別措置法第六十 八条の百七の二第十項（連 結法人の連結国外所得金 額の計算の特例）において 準用する同法	租税特別措置法第六十 八条の百七の二第十項（連 結法人の連結国外所得金 額の計算の特例）において 準用する同法	租税特別措置法第六十 八条の百七の二第十項に おいて準用する同法	租税特別措置法第六十 八条の百七の二第十項に おいて準用する同法	租税特別措置法第六十 八条の百七の二第十項に おいて準用する同法	租税特別措置法第六十 八条の百七の二第十項に おいて準用する同法	又は租税特別措置法 （租税特別措置法第六 十八条の百七の二第十項 において準用する同法）	又は租税特別措置法 （租税特別措置法第六 十八条の百七の二第十項 において準用する同法）	用する同法

の居住者又は法人とされる る	国外関連取引に係る第一 項に規定する	第六十八条の百七の二第 一項に規定する内部取引 に係る同項に規定する	第六十八条の百七の二第 一項に規定する	第六十八条の八十八の二 第一項()	第六十八条の八十八の二 第一項()	第六十八条の八十八の二 第一項()	第六十八条の八十八の二 第一項()	第六十八条の二第 六項
猶予の要件等)、	第六十八条の八十八の二 第一項()	第六十八条の八十八の二 第一項()	第六十八条の百七の二第 一項()	第六十八条の百七の二第 十項(連結法人の連結国 外所得金額の計算の特例)において準用する同法 第六十八条の八十八の二 第一項()	第六十八条の百七の二第 十項(連結法人の連結国 外所得金額の計算の特例)において準用する同法 第六十八条の八十八の二 第一項()	第六十八条の百七の二第 十項(連結法人の連結国 外所得金額の計算の特例)において準用する同法 第六十八条の八十八の二 第一項()	第六十八条の百七の二第 十項(連結法人の連結国 外所得金額の計算の特例)において準用する同法 第六十八条の八十八の二 第一項()	第六十八条の二第 六項
猶予の要件等)の規定、	第六十八条の百七の二第 十項において準用する同 法第六十八条の八十八の 二第一項()	第六十八条の百七の二第 十項において準用する同 法第六十八条の八十八の 二第一項()	第六十八条の百七の二第 十項(連結法人の連結国 外所得金額の計算の特例)において準用する同法 第六十八条の八十八の二 第一項()	第六十八条の二第 六項				

猶予) 又は	猶予) の規定又は
若しくは租税特別措置法	若しくは租税特別措置法
第六十八条の百七の二第 十項において準用する同 法	第六十八条の百七の二第 十項において準用する同 法

11 第三項の帳簿書類（その写しを含む。）の留置きに関する手続その他第一項、第二項、第四項及び前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例)

第六十八条の百八 省 略

2 省 略

3 第一項の規定の適用がある場合における法人税法その他法人税に関する法令の規定及び地方法人税法その他地方法人税に関する法令の規定に関する技術的読替え、同項に規定する収入金額の計算その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(連結法人の受ける特定目的信託の利益の分配に係る課税の特例)

第六十八条の百十 省 略

(特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例)

第六十八条の百八 同 上

2 同 上

3 第一項の規定の適用がある場合における法人税法その他法人税に関する法令の規定に関する技術的読替え、同項に規定する収入金額の計算その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(連結法人の受ける特定目的信託の利益の分配に係る課税の特例)

第六十八条の百十 同 上

2 同 上

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が受ける第六十八条の三の二第十項に規定する外国特定目的信託の利益分配の額（政令で定めるものを除く。）は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別利益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項に規定する剩余金の配当等の額に該当しないものとみなす。

(連結法人の受ける特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例)

第六十八条の百十一 省略

(連結法人の受ける特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例)

第六十八条の百十一 同上

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が受けた第六十八条の三の三第十項に規定する外国特定投資信託の収益分配の額（政令で定めるものを除く。）は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項に規定する剩余金の配当等の額に該当しないものとみなす。

(特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例)

第六十九条の五 特定計画山林相続人等が、相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第七十条の七の五までにおいて同じ。）により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得した特定計画山林でこの項の規定の適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択をしたもの（以下この項及び次項において「選択特定計画山林」という。）について、当該相続の開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条、第二十九条又は第三十一条第二項の規定による申告書の提出期限（当該特定計画山林相続人等が当該提出期限の前に死亡した場合は、その死亡の日。次項において「申告期限」という。）まで引き続き当該選択特定計画山林の全てを有している場合その他これに準ずる場合として政令で定める場合には、同法第十二条の二に規定する相続税の課税価格（同法第二十一条の十五第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定による相続税の課税価格）に算入すべき価額は、当該選択特定計画山林の価額に百分の九十五を乗じて計算した金額とする。

2 13 省略

(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)

第七十条の二 省略

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)

第七十条の二 同上

2 同上

(特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例)

第六十九条の五 特定計画山林相続人等が、相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第七十条の七の四までにおいて同じ。）により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得した特定計画山林でこの項の規定の適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択をしたもの（以下この項及び次項において「選択特定計画山林」という。）について、当該相続の開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条、第二十九条又は第三十一条第二項の規定による申告書の提出期限（当該特定計画山林相続人等が当該提出期限の前に死亡した場合は、その死亡の日。次項において「申告期限」という。）まで引き続き当該選択特定計画山林の全てを有している場合その他これに準ずる場合として政令で定める場合には、同法第十二条の二に規定する相続税の課税価格（同法第二十一条の十五第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定による相続税の課税価格）に算入すべき価額は、当該選択特定計画山林の価額に百分の九十五を乗じて計算した金額とする。

2 13 同上

一・二 省略

三 既存住宅用家屋 建築後使用されたことのある住宅用家屋（耐震基準（地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるもの）をいう。第七項において同じ。）又は経過年数基準（住宅用家屋の構造に応じた建築後の経過年数の基準として政令で定めるものをいう。同項において同じ。）に適合するものに限る。）で政令で定めるもの

四〇六省略

7| 3 5 6 省略
直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が当該贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日（以下この項において「取得期限」という。）までに当該住宅取得等資金の全額を建築後使用されたことのある住宅用家屋（耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。）で政令で定めるもの（以下この項において「要耐震改修住宅用家屋」という。）の取得のための対価に充てて当該要耐震改修住宅用家屋の取得をした場合において、当該要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅用家屋の耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項において同じ。）を行うことにつき建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第一項の申請その他の財務省令で定める手続をし、かつ、取得期限までに当該耐震改修により当該要耐震改修住宅用家屋が耐震基準に適合することとなつたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該要耐震改修住宅用家屋の取得は既存住宅用家屋の取得と、当該要耐震改修住宅用家屋は既存住宅用家屋とそれぞれみなして、第一項の規定を適用することができる。

10| 9 | 8 |

省略

第三項、第四項又は前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）

一・二 同上

三 既存住宅用家屋 建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものをいう。

四〇六 同上

9 | 8 | 7 |

同上

第三項、第四項又は前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）

3 2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 省 略

三 既存住宅用家屋 建築後使用されたことのある住宅用家屋（耐震基準（地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものをいう。第七項において同じ。）又は経過年数基準（住宅用家屋の構造に応じた建築後の経過年数の基準として政令で定めるものをいう。同項において同じ。）に適合するものに限る。）で政令で定めるものをいう。

四・五 省 略

4 5 6 省 略

7 六十五歳未満の者からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、当該贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日（以下この項において「取得期限」という。）までに当該住宅取得等資金の全額を建築後使用されたことのある住宅用家屋（耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。）で政令で定めるもの（以下この項において「要耐震改修住宅用家屋」という。）の取得のための対価に充てて当該要耐震改修住宅用家屋の取得をした場合において、当該要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅用家屋の耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項において同じ。）を行うことにつき建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第一項の申請その他財務省令で定める手続をし、かつ、取得期限までに当該耐震改修により当該要耐震改修住宅用家屋が耐震基準に適合することとなつたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該要耐震改修住宅用家屋の取得は既存住宅用家屋の取得と、当該要耐震改修住宅用家屋は既存住宅用家屋とそれぞれみなして、第一項の規定を適用することができる。

9 8 省 略
第四項又は前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 2 同 上

一・二 同 上

三 既存住宅用家屋 建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものをいう。

四・五 同 上

4 5 6 同 上

8 7 同 上
第四項又は前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予)

第七十条の四 農業を営む個人で政令で定める者（以下第七十条の五までにおいて「贈与者」という。）が、その農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び利用意向調査（農地法第三十二条第一項又は第三十三条第一項の規定による同法第三十二条第一項に規定する利用意向調査をいう。第一号において同じ。）に係るもの）のうち政令で定めるものを除く。次項を除き、以下第七十条の五までにおいて同じ。）の全部及び当該用に供している採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除く。同項を除き、以下第七十条の五までにおいて同じ。）のうち政令で定める部分並びに当該農地及び採草放牧地とともに農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域として定められている区域内にある土地で農地又は採草放牧地に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この条において「準農地」という。）のうち政令で定める部分を当該贈与者の推定相続人で政令で定める者のうちの一人の者に贈与した場合（当該贈与者が既にこの条の規定その他これに類するものとして政令で定める規定の適用に係る贈与をしている場合を除く。）には、当該農地及び採草放牧地並びに準農地（以下第七十条の五までにおいて「農地等」という。）の贈与を受けた者（以下第七十条の五までにおいて「受贈者」という。）の当該贈与の日の属する年分の相続税法第二十八条第一項の規定による申告書（当該申告書の提出期限前に提出するものに限る。以下この条において「贈与税の申告書」という。）の提出により納付すべき贈与税の額のうち、当該農地等の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「納税猶予分の贈与税額」という。）に相当する贈与税については、当該年分の贈与税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかるらず、当該贈与者の死亡の日まで、その納税を猶予する。ただし、当該受贈者が、当該贈与者の死亡の日前において第一号から第三号までに掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合にはこれらの号に定める日から二月を経過する日（その該当することとなつた後同日以前に当該受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）が当該

(農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予)

において「贈与者」という。)が、その農業の用に供している農地(特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第三十二条の規定による通知(同条ただし書の規定による公告を含む。第一号において同じ。)に係るもの)を除く。次項を除き、以下第七十条の五までにおいて同じ。)の全部及び当該用に供している採草放牧地(特定市街化区域農地等に該当するものを除く。同項を除き、以下第七十条の五までにおいて同じ。)のうち政令で定める部分並びに当該農地及び採草放牧地とともに農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域として定められている区域内にある土地で農地又は採草放牧地に準ずるものとして政令で定めるもの(以下この条において「準農地」という。)のうち政令で定める部分を当該贈与者の推定相続人で政令で定める者のうちの一人の者に贈与した場合(当該贈与者が既にこの条の規定その他これに類するものとして政令で定める規定の適用に係る贈与をしている場合を除く。)には、当該農地及び採草放牧地並びに準農地(以下第七十条の五までにおいて「農地等」という。)の贈与を受けた者(以下第七十条の五までにおいて「受贈者」という。)の当該贈与の日の属する年分の相続税法第二十八条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限前に提出するものに限る。以下この条において「贈与税の申告書」という。)の提出により納付すべき贈与税の額のうち、当該農地等の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この条において「納税猶予分の贈与税額」という。)に相当する贈与税については、当該年分の贈与税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、当該贈与者の死亡の日まで、その納税を猶予する。ただし、当該受贈者が、当該贈与者の死亡の日前において第一号から第三号までに掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合にはこれらの号に定める日から二月を経過する日(その該当することとなつた後同日以前に当該受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知った日の翌日から六月を経過

受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日)まで、当該贈与者の死亡の日前において第四号に掲げる場合に該当することとなつた場合には同号に定める日まで、それぞれ当該納税を猶予する。

一 当該贈与により取得したこの項本文の規定の適用を受ける農地等の譲渡、贈与若しくは転用(採草放牧地の農地への転用、準農地の採草放牧地又は農地への転用その他政令で定める転用を除く。)をし、当該農地等につき地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定をし、若しくは当該農地等につき耕作の放棄(農地について農地法第三十六条第一項の規定による勧告(当該農地が農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百一号)第二条第三項に規定する農地中間管理事業の事業実施地域外に所在する場合には、農業委員会その他の政令で定める者が、政令で定めるところにより、当該農地の所在地の所轄税務署長に対し、当該農地が利用意向調査に係るものであつて農地法第三十六条第一項各号に該当する旨の通知をするときにおける当該通知。第十項第二号において同じ。)があつたことをいう。以下この条において同じ。)をし、又は当該取得に係るこの項本文の規定の適用を受けるこれらの権利に係る農地又は採草放牧地の所有権の取得に伴う消滅を除く。)があつた場合(第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡を除く。)において、当該譲渡、贈与、転用、設定若しくは耕作の放棄又は消滅(以下第七十条の五までにおいて「譲渡等」という。)があつた当該農地等に係る土地の面積(当該譲渡等の時前にこの項本文の規定の適用を受ける農地等につき譲渡等(第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定を除く。)があつた場合には、当該譲渡等に係る土地(当該受贈者が当該贈与により取得した農地等のうち準農地で農地又は採草放牧地への転用がされたもの以外のものに係る土地を含む。)の面積(その時前にこの項本文の規定の適用を受ける農地等のうち農地又は採草放牧地につき譲渡等があつた場合には、当該譲渡等に係る土地の面積を加算した面積)の百分の二十を超えるとき実が生じた日

する日)まで、当該贈与者の死亡の日前において第四号に掲げる場合に該当することとなつた場合には同号に定める日まで、それぞれ当該納税を猶予する。

一 当該贈与により取得したこの項本文の規定の適用を受ける農地等の譲渡、贈与若しくは転用(採草放牧地の農地への転用、準農地の採草放牧地又は農地への転用その他政令で定める転用を除く。)をし、当該農地等につき地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定をし、若しくは当該農地等につき耕作の放棄(農地について農地法第三十二条の規定による通知があつたことをいう。以下この条において同じ。)をし、又は当該取得に係るこの項本文の規定の適用を受けるこれらの権利に係る農地又は採草放牧地の所有権の取得に伴う消滅を除く。)があつた場合(第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡を除く。)において、当該譲渡、贈与、転用、設定若しくは耕作の放棄又は消滅(以下第七十条の五までにおいて「譲渡等」という。)があつた当該農地等に係る土地の面積(当該譲渡等の時前にこの項本文の規定の適用を受ける農地等につき譲渡等(第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定を除く。)があつた場合には、当該譲渡等に係る土地(当該受贈者が当該贈与により取得した農地等のうち準農地で農地又は採草放牧地への転用がされたもの以外のものに係る土地を含む。)の面積(その時前にこの項本文の規定の適用を受ける農地等のうち農地又は採草放牧地につき譲渡等があつた場合には、当該譲渡等に係る土地の面積を加算した面積)の百分の二十を超えるとき実が生じた日

十を超えるとき その事実が生じた日

二・三 省略

四 当該受贈者がこの項の規定の適用を受けることをやめようとする場合において、第三十五項第一号に規定する贈与税及び当該贈与税に係る同項に規定する利子税を納付してその旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したとき 当該届出書の提出があつた日

4 2
2・3 省略

第一項の規定の適用を受ける農地等の全部又は一部につき当該農地等に係る贈与者の死亡の日（その日前に同項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める日）前に当該農地等に該当することとなつた場合には、当該各号に定める日）前に当該農地等に係る受贈者による譲渡等があつた場合（当該譲渡等により同項第一号に掲げる場合に該当することとなる場合を除く。）又は当該死亡の日前における同項の贈与税の申告書の提出期限後十年を経過する日において当該受贈者が有する同項の規定の適用を受ける準農地（同日前に同号に規定する権利の設定又は転用がされたものを除く。）のうちに農地若しくは採草放牧地として当該受贈者の農業の用に供されていないもの（農地又は採草放牧地として当該譲渡等があつた農地等又は当該農業の用に供されていない準農地の価額に對応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税については、同項の規定にかかわらず、当該譲渡等があつた日又は当該十年を経過する日の翌日から二月を経過する日（当該譲渡等があつた後又は当該十年を経過する日後当該二月を経過する日以前に当該受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

5 5 9 省略

10 第八項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等につき、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合には、当該各号に定める日から二月を経過する日に当該貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定があつたものとして第一項ただし書及び第四項の規定を適用する。

一省略

二・三 同上

四 当該受贈者がこの項の規定の適用を受けることをやめようとする場合において、第三十四項第一号に規定する贈与税及び当該贈与税に係る同項に規定する利子税を納付してその旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したとき 当該届出書の提出があつた日

4 2
2・3 同上

第一項の規定の適用を受ける農地等の一部につき当該農地等に係る贈与者の死亡の日（その日前に同項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める日）前に当該農地等に係る受贈者による譲渡等があつた場合（当該譲渡等により同項第一号に掲げる場合に該当することとなる場合を除く。）又は当該死亡の日前における同項の贈与税の申告書の提出期限後十年を経過する日において当該受贈者が有する同項の規定の適用を受ける準農地（同日前に同号に規定する権利の設定又は転用がされたものを除く。）のうちに農地若しくは採草放牧地として当該受贈者の農業の用に供されていないもの（農地又は採草放牧地として当該譲渡等があつた農地等又は当該農業の用に供されていない準農地の価額に對応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税については、同項の規定にかかわらず、当該譲渡等があつた日又は当該十年を経過する日の翌日から二月を経過する日（当該譲渡等があつた後又は当該十年を経過する日後当該二月を経過する日以前に当該受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

5 5 9 同上

10 同上

二 当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全部又は一部につき耕作の放棄があつた場合 当該借受代替農地等について農地法第三十六条第一項の規定による勧告があつた日

三 当該貸付特例適用農地等を借り受けた者（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構が借り受けた者である場合には、当該農地中間管理機構から借り受けた者）が当該貸付特例適用農地等の全部又は一部につき、農地又は採草放牧地としてその者の農業の用に供していない場合（当該貸付特例適用農地等につき耕作の放棄があつた場合を含む。） 当該受贈者がその事実が生じたことを知つた日

11 第八項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等につき、前項第一号又は第三号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合において、当該貸付特例適用農地等に係る受贈者が同項第一号若しくは第三号に定める日から二月を経過する日までに当該貸付特例適用農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する農地若しくは採草放牧地（第八項に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けたことその他政令で定める要件を満たすものに限る。以下この条において「再借受代替農地等」という。）を借り受けたとき（当該再借受代替農地等及び当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てに係る土地の面積の当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が百分の八十以上となる場合に限る。）又は当該受贈者が同日までに当該貸付特例適用農地等の全部に係る賃借権等を消滅させたときは、当該受贈者が、政令で定めるところにより、第九項に規定する届出書の変更の届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときに限り、前項の規定は適用しない。この場合における同項の規定の適用については、当該再借受代替農地等及び当該借受代替農地等は、第八項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等とみなす。

12 15 14 省略

二 当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全部又は一部につき耕作の放棄があつた場合 当該借受代替農地等について農地法第三十二条の規定による通知があつた日（同条ただし書の規定による公告があつた場合には、当該公告があつた日）

三 当該貸付特例適用農地等を借り受けた者（農業經營基盤強化促進法第八条第一項に規定する農地保有合理化法人が借り受けた者である場合には、当該農地保有合理化法人から借り受けた者）が当該貸付特例適用農地等の全部又は一部につき、農地又は採草放牧地としてその者の農業の用に供していない場合（当該貸付特例適用農地等につき耕作の放棄があつた場合を含む。） 当該受贈者がその事実が生じたことを知つた日

11 第八項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等につき、前項第一号又は第三号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合において、当該貸付特例適用農地等に係る受贈者が同項第一号又は第三号に定める日から二月を経過する日までに当該貸付特例適用農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する農地又は採草放牧地（第八項に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けたことその他政令で定める要件を満たすものに限る。以下この条において「再借受代替農地等」という。）を借り受けたとき（当該再借受代替農地等及び当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てに係る土地の面積の当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が百分の八十以上となる場合に限る。）又は当該受贈者が同日までに当該貸付特例適用農地等の全部に係る賃借権等を消滅させたときは、当該受贈者が、政令で定めるところにより、第九項に規定する届出書の変更の届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときに限り、前項の規定は適用しない。この場合における同項の規定の適用については、当該再借受代替農地等及び当該借受代替農地等は、第八項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等とみなす。

12 15 14 同上

る第一項及び第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。

交換等による譲渡である場合には、農地若しくは採草放牧地又は当該一年以内に農地若しくは採草放牧地に該当することとなる見込みのある当該区域内に所在する土地）を取得する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第一項及び第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・三 省 略

一・三 同 上

16

第四項の場合において、同項に規定する譲渡等（第一項の規定の適用を受ける農地等のうち第二項第三号イからハまでに掲げる区域内に所在する農地等の第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡に限る。）があつた日から一年以内に、第一項の規定の適用を受ける農地等以外の同号イからハまでに掲げる区域内に所在する農地若しくは採草放牧地又は当該一年以内に農地若しくは採草放牧地に該当することとなる見込みのある当該区域内に所在する土地（同項本文の規定の適用を受ける受贈者が当該譲渡等があつた日において有していたものに限り、当該譲渡等に係る農地等の贈与を受けた日前に取得したもの）を除く。第二号及び第三号並びに第七十条の五第二項において「代替農地等」という。）で、当該譲渡等の時におけるその価額が当該譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当するものを当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。

- 一 当該承認に係る譲渡等は、なかつたものとみなす。
- 二 当該譲渡等があつた日から一年を経過する日において、当該承認に係る譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当する価額の代替農地等を当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する農地又は採草放牧地としている場合には、当該譲渡等に係る農地等のうちその農業の用に供していないものに対応するものとして政令で定める部分は、同日において譲渡等をされたものとみなす。
- 三 当該譲渡等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当する価額の代替農地等を当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する農地又は採草放牧地とした場合には、当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供した代替農地等は、第一項

の規定の適用を受ける農地等とみなす。

第一項本文の規定の適用を受ける受贈者が、同項の規定の適用を受け
る農地等に係る贈与者の死亡の日前に当該農地等の全部又は一部を一時
的道道路用地等（道道路法による道道路に係る事業、河川法が適用される河
川に関する事業、鉄道事業法による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の
需要に応ずるもの用に供する施設に関する事業その他これら事業に
準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したものために一時
的に使用する道道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないもの
として当該主務大臣が認定したもの）をいう。以下この条において同じ。
（）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下第
二十項までにおいて「地上権等」という。）の設定に基づき貸付けを行
った場合において、当該貸付けに係る期限（以下この項において「貸付
期限」という。）の到来後遅滞なく当該一時的道道路用地等の用に供して
いた農地等を当該受贈者の農業の用に供する見込みであることにつき、
政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたとき
における第一項及び第四項の規定については、次に定めるところ

一·二省略

三 当該一時的道用地等の用に供されている農地等の全部又は一部のうちに準農地がある場合の第四項の規定の適用については、同項中「十年を経過する日において当該受贈者が有する同項」とあるのは「十年を経過する日（当該受贈者が有する準農地が第十八項の規定の適用を受ける場合における当該準農地については、同日又は同項に規定する貸付期限から二月を経過する日のいずれか遅い日とする。以下この項において同じ。）において当該受贈者が有する第一項」と、「同日」とあるのは「当該十年を経過する日」とする。

前二項に定めるもののほか、第十八項の規定の適用を受ける一時的道
路用地等の用に供されている農地等が都市営農農地等である場合におけ
る第五項の規定の適用に関する事項その他第十八項の規定の適用に関し
必要な事項は、政令で定める。

第一項本文の規定の適用を受ける受贈者が、同項の規定の適用を受け
る農地等に係る贈与者の死亡の日前に当該農地等の全部又は一部を一時
的道用地等(道路法による道路に関する事業、河川法が適用される河
川に関する事業、鉄道事業法による鉄道事業者がその鉄道事業で一般的
に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないもの
として当該主務大臣が認定したものをいう。以下この条において同じ。
)の用に供するために地上権、賃借権又は使用貸借による権利(以下第
十九項までにおいて「地上権等」という。)の設定に基づき貸付けを行
った場合において、当該貸付けに係る期限(以下この項において「貸付
期限」という。)の到来後遅滞なく当該一時的道用地等の用に供して
いた農地等を当該受贈者の農業の用に供する見込みであることにつき、
政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたとき
における第一項及び第四項の規定の適用については、次に定めるところ
による。

同上

三 当該一時的道路用地等の用に供されている農地等の全部又は一部のうちに準農地がある場合の第四項の規定の適用については、同項中「十年を経過する日において当該受贈者が有する同項」とあるのは「十年を経過する日（当該受贈者が有する準農地が第十七項の規定の適用を受ける場合における当該準農地については、同日又は同項に規定する貸付期限から二月を経過する日のいずれか遅い日とする。以下この項において同じ。）において当該受贈者が有する第一項」と、「同日」とあるのは「当該十年を経過する日」とする。

前二項に定めるもののほか、第十七項の規定の適用を受ける一時的道
路用地等の用に供されている農地等が都市営農農地等である場合における
第五項の規定の適用に関する事項その他第十七項の規定の適用に関し
必要な事項は、政令で定める。

22

第一項本文の規定の適用を受ける受贈者が、障害、疾病その他の事由により同項本文の規定の適用を受ける農地等について当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態として政令で定める状態となつた場合（次条第一項各号に掲げる貸付けができない場合として政令で定める場合に限る。）において、当該農地等について地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定（以下次項までにおいて「権利設定」という。）に基づく貸付け（以下第二十四項までにおいて「當農困難時貸付け」という。）を行つたときは、当該當農困難時貸付けを行つた日から二月以内に、政令で定めるところにより当該當農困難時貸付けを行つてある旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときに限り、第一項ただし書及び第四項の規定の適用については、当該當農困難時貸付けを行つた農地等（次項において「當農困難時貸付農地等」という。）に係る権利設定はなかつたものと、農業經營は廃止していなものとみなす。

24| 23

省 略

第二十二項の届出書が同項の當農困難時貸付けを行つた日から二月以内に提出されなかつた場合、前項第二号の届出書若しくは同項第三号の承認の申請に係る書類が同項の耕作の放棄若しくは権利消滅があつた日から二月以内に提出されなかつた場合又は同項第四号の届出書が同号のこれらの場合に該当することとなつた日から二月以内に提出されなかつた場合においても、これらの規定に規定する税務署長がこれらの期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところによりこれらの書類が当該税務署長に提出されたときは、これらの書類がこれらの期限内に提出されたものとみなす。

第二十二項の規定の適用を受ける受贈者に係る第二十七項の届出書の提出その他前三項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

27| 26

25

省 略

第一項の規定の適用を受ける受贈者は、同項に規定する贈与税の全部につき同項、第五項、第三十項又は第三十一項の規定による納税の猶予に係る期限が確定するまでの間、第一項の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して三年を経過するごとの日までに、政令で定めるところにより、引き続いて同項の規定の適用を受けたい旨及び同項の規定の適用を受ける農地等に係る農業經營に関する事項を記載した届出書を納稅

21

第一項本文の規定の適用を受ける受贈者が、障害、疾病その他の事由により同項本文の規定の適用を受ける農地等について当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態として政令で定める状態となつた場合（次条第一項各号に掲げる貸付けができない場合として政令で定める場合に限る。）において、当該農地等について地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定（以下次項までにおいて「権利設定」という。）に基づく貸付け（以下第二十三項までにおいて「當農困難時貸付け」という。）を行つたときは、当該當農困難時貸付けを行つた日から二月以内に、政令で定めるところにより当該當農困難時貸付けを行つてある旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときに限り、第一項ただし書及び第四項の規定の適用については、当該當農困難時貸付けを行つた農地等（次項において「當農困難時貸付農地等」という。）に係る権利設定はなかつたものと、農業經營は廃止しているものとみなす。

23| 22

同 上

第二十一項の届出書が同項の當農困難時貸付けを行つた日から二月以内に提出されなかつた場合、前項第二号の届出書若しくは同項第三号の承認の申請に係る書類が同項の耕作の放棄若しくは権利消滅があつた日から二月以内に提出されなかつた場合又は同項第四号の届出書が同号のこれらの場合に該当することとなつた日から二月以内に提出されなかつた場合においても、これらの規定に規定する税務署長がこれらの期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところによりこれらの書類が当該税務署長に提出されたときは、これらの書類がこれらの期限内に提出されたものとみなす。

第二十一項の規定の適用を受ける受贈者に係る第二十六項の届出書の提出その他前三項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

同 上

24

25

同 上

第一項の規定の適用を受ける受贈者は、同項に規定する贈与税の全部につき同項、第五項、第二十九項又は第三十項の規定による納税の猶予に係る期限が確定するまでの間、第一項の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して三年を経過するごとの日までに、政令で定めるところにより、引き続いて同項の規定の適用を受けたい旨及び同項の規定の適用を受ける農地等に係る農業經營に関する事項を記載した届出書を納稅

地の所轄税務署長に提出しなければならない。

28| 前項の届出書が同項に規定する期限までに提出されなかつた場合においても、同項の税務署長が当該期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより、当該届出書が当該税務署長に提出されたときは、第三十項の規定の適用については、当該届出書が当該期限内に提出されたものとみなす。

29| 第一項に規定する贈与税（既に第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用があつた農地等の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当するものを除く。次項、第三十四項及び第三十五項第一号において同じ。）並びに当該贈与税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、第三十二項第三号において読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項の規定の適用がある場合を除き、第二十七項の届出書の提出があつた時に中断し、当該届出書の提出期限の翌日から新たに進行するものとする。

30| 第二十七項の届出書が同項に規定する期限までに提出されない場合は、第一項に規定する贈与税については、同項の規定にかかわらず、当該期限の翌日から二月を経過する日（当該期限後同日以前に当該贈与税に係る受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

省 略

33| 32| 31| 第一項ただし書、第四項、第五項（同項第一号に係る部分に限る。）

、第三十項又は第三十一項の規定に該当する贈与税については、相続税法第三十八条第三項の規定は、適用しない。

34| 第一項の場合において、贈与者が死亡したとき又は当該贈与者の死亡の時以前に受贈者が死亡したとき（当該贈与者が死亡した日又は当該受贈者が死亡した日前に同項ただし書又は第三十項の規定の適用があつた場合及びこれらの場合に第三十一項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除く。）は、第一項に規定する贈与税は、政令で定めるところにより、免除する。

27| 地の所轄税務署長に提出しなければならない。

28| 前項の届出書が同項に規定する期限までに提出されなかつた場合においても、同項の税務署長が当該期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより、当該届出書が当該税務署長に提出されたときは、第二十九項の規定の適用については、当該届出書が当該期限内に提出されたものとみなす。

29| 第一項に規定する贈与税（既に第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用があつた農地等の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当するものを除く。次項、第三十三項及び第三十四項第一号において同じ。）並びに当該贈与税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、第三十一項第三号において読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項の規定の適用がある場合を除き、第二十六項の届出書の提出があつた時に中断し、当該届出書の提出期限の翌日から新たに進行するものとする。

30| 第二十六項の届出書が同項に規定する期限までに提出されない場合は、第一項に規定する贈与税については、同項の規定にかかわらず、当該期限の翌日から二月を経過する日（当該期限後同日以前に当該贈与税に係る受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

同 上

33| 32| 31| 30| 第一項ただし書、第四項、第五項（同項第一号に係る部分に限る。）

、第二十九項又は第三十項の規定に該当する贈与税については、相続税法第三十八条第三項の規定は、適用しない。

34| 第一項の場合において、贈与者が死亡したとき又は当該贈与者の死亡の時以前に受贈者が死亡したとき（当該贈与者が死亡した日又は当該受贈者が死亡した日前に同項ただし書又は第二十九項の規定の適用があつた場合及びこれらの場合に第三十項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除く。）は、第一項に規定する贈与税は、政令で定めるところにより、免除する。